

伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原保幸

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴うため。

伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年伊丹市条例第 号）

（伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正）

第1条 伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年伊丹市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

（伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

（伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第3条 伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年伊丹市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成

の公営に関する条例及び伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。